

# 「後期高齢者医療制度」のお知らせ

## Vol.6 高額医療・高額介護合算制度について

高額医療・高額介護合算制度とは、1年間の医療費と介護サービス利用料の自己負担額が高額になった方の負担を軽減することを目的とした制度です。

この制度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間分を対象期間としています。今回申請していただく対象は、平成21年8月1日から平成22年7月31日までの1年間の医療費と介護サービス利用料です。

### 支給対象者について

次の ・ の条件をどちらも満たす場合に、支給の対象となります。

同一世帯内の後期高齢者医療制度加入者で、『医療費』と『介護サービス利用料』の両方の自己負担が対象期間内にあった場合。

同一世帯内の後期高齢者医療制度加入者で、『医療費』と『介護サービス利用料』の自己負担額の合計が下表の自己負担限度額を超えた場合。

同一世帯であっても、後期高齢者医療制度に加入していない家族の自己負担額を合計することはできません。また、食事代や居住費などは含みません。

所得区分（注）		自己負担限度額 対象期間：平成21年8月1日～平成22年7月31日
現役並み所得者		67万円
一般		56万円
住民税 非課税世帯	区分	31万円
	区分	19万円

（注）所得区分は、基準日（平成22年7月31日もしくは、資格喪失の前日）現在の所得に応じて適用されます。

### 申請手続きのご案内の発送

支給の対象となる方には、平成22年12月初旬より新潟県後期高齢者医療広域連合から申請手続きのご案内を発送します。

ただし、下記のような場合には、申請手続きのご案内が広域連合から発送できない場合がありますので、支給対象者になると思われる場合には、住民福祉課までお問い合わせください。

【平成21年8月1日から平成22年7月31日までの間に...】

75歳に到達するなど、後期高齢者医療制度に加入された方がいる場合。  
（加入前が協会けんぽなど）

加入者の方が亡くなられた場合。

後期高齢者医療制度に関する問い合わせ先 住民福祉課福祉保険班 TEL 64 - 1472

## ●国民年金保険料を納めましょう

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

平成22年度の国民年金保険料額は、1か月15,100円です。納めた保険料は「社会保険料控除」として全額控除の対象となり税金の負担が軽減されます。納付が済んでいない方は、近くの金融機関等で納付してください。



## ●国民年金保険料の納付が困難なときは・・・

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難だからといってそのままにせず、必ず、役場住民福祉課で手続きを行ってください。

なお、保険料免除などの承認された期間（多段階免除承認期間において一部納付がない期間は除かれます）は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一のときに、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る資格期間にも含まれます。

また、失業された方は、離職票や雇用保険受給資格者証等を添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もありますので必ず相談してください。

国民年金に関する問い合わせ先 住民福祉課住民班 TEL 64 - 1471

12/11 ~ 12/20

## 冬の交通事故防止運動

～ 師走でも ゆとりとマナーで 安全運転 ～

12月11日から20日までの10日間、冬の交通事故防止運動が行われます。年末が近づくと、人や車の動きが慌ただしくなり、冬型の気候や飲酒機会の増加などにより交通事故の多発が懸念されます。一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践して事故を起こさないよう、遭わないようにしましょう。

### 運動の重点

飲酒運転の根絶

高齢者の交通事故防止

シートベルトと

チャイルドシートの着用の徹底

▶ 保育園で、児童の「ゆきつばき号」による交通安全教室が開催され、腹話術による交通安全の啓発や横断歩道の渡り方を学びました。



## 「大したもん蛇」が 商標登録されました

今年2月から進めてきた「大したもん蛇」の商標登録について、このたび特許庁への手続きが完了し、村の商標登録となりました。登録期間は、平成22年10月15日から10年間です。

商品区分は以下のとおり

第25類（Tシャツ・トレーナー）

第30類（菓子及びパン、米）

第32類（ビール・清涼飲料・果実飲料）

第33類（日本酒）

これらの品物に「大したもん蛇」を使うときは、村の許可が必要です。

問い合わせ先

総務課総務班 TEL 64 - 1476